

[別紙1]

危機突破企業緊急応援事業【緊急応援補助金(経営危機克服型)】の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (R3.1.29まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
(メール、FAX可)

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則14日以内)

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは以下のいずれかになります

- ①補助事業実施計画書の実施事業が全て終了し、当該事業に関する支払が完了した日
- ②補助事業の実施期間の終了日

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から10日以内)

○実績報告を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書又は進捗状況報告書が提出され、検査が終了後、速やかに支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

■〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県商工労働部企業支援課

電話 0857-26-7988

FAX 0857-26-8078 メール kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp